

女性用休憩施設等整備支援事業助成金交付要領

公益社団法人福島県トラック協会

1 目的

この要領は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が女性の職場環境改善に向けて休憩施設等の整備を行った場合、協会はその費用を助成し、女性が働きやすい職場づくりを推進することを目的とする。

2 助成対象

助成の対象は、会員事業者が女性従業員用として休憩室、更衣室、女性用トイレ等の増改築工事を行い、協会が認めた休憩施設・トイレ等の増改築工事費（以下「工事費」という。）の一部を助成する。（備品等の購入費は対象外）ただし、1事業者あたり年度内1回(本社及び営業所含)のみとする。

3 助成予算額

3,000,000円

4 助成金額

交付する助成金は、工事費の2分の1又は300,000円のいずれか低い額とする。（1,000円未満については切り捨て）

5 助成金の交付申請

会員事業者が本助成金の交付を受けようとするときは、様式1「女性用休憩施設等整備支援事業助成金申請書（以下「申請書」という。）」に必要書類を添付して、協会へ提出する。

6 助成金の交付決定

協会は、上記の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付決定を行い、様式2「女性用休憩施設等整備支援事業助成金の交付決定通知書」により会員事業者へ速やかに通知する。

7 実績報告書及び助成金の請求

会員事業者は、工事が終了し支払いが完了したときは、様式3「女性用休憩施設等整備支援事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）」に必要書類を添付して、令和3年2月28日までに協会へ提出しなければならない。

ただし、上記期間内であっても予算額に達した場合は終了とする。

8 助成金の交付

協会は、上記の規定による実績報告書及び必要書類の提出があったときは、速やかに審査し、その申請に係る事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、会員事業者に対して助成金を交付する。

9 財産処分の制限

会員事業者は交付対象となった施設が3年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付等（以下「処分」という）に供してはならない。
ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

10 適用日

令和2年4月1日から適用する。